

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和7年9月2日（令和7年（行情）諮問第982号）

答申日：令和8年10月21日（令和8年度（行情）答申第683号）

事件名：特定課が対応した職員の矯正措置に関する文書の不開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大臣官房地方課が対応した職員の矯正措置に関する文書に係る文書全て（保存されているもの全て）」（以下「本件対象文書」という。）につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和7年5月28日付け厚生労働省発地0528第1号により厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

対象行政文書の特定ができなかったということであるが、公表されている文書にも「職員の矯正措置の実施について」というファイルが存在しており、特定は容易なはずである。

大量であることを不開示の理由にするのであれば、「●●ページとなり、実施に●●年要するため」等具体的に述べたうえで、審査請求人の必要とする文書について、聞き取り、文書の特定の手助けをするべきであって、そのようなことをせずに、不開示としたことは法の趣旨に悖っているため、開示を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は、開示請求人として、令和7年3月26日付け（同月31日受付）で、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件対象文書の開示請求をした。

（2）これに対して、処分庁は、開示請求対象行政文書の特定が困難であっ

たことから、同年４月に２度にわたり、相当の期間を定めて補正を求めたものの、補正に応じなかったことから、法４条１項２号に掲げる事項が記載されていると認められず、形式上の不備がある開示請求として、令和７年５月２８日付け厚生労働省発地０５２８第１号により、不開示決定（原処分）をしたところ、審査請求人は、これを不服として、同年６月２日付け（同月４日受付）で本件審査請求をした。

２ 諮問庁としての考え方

原処分は妥当であり、本件審査請求については棄却すべきである。

３ 理由

（１）本件対象行政文書について

ア 本件対象行政文書の特定について

審査請求人は処分庁に対して、「大臣官房地方課が対応した職員の矯正措置に関する文書に係る文書全て（保存されているもの全て）」の開示を求めているが、このうち、都道府県労働局分の対象となる可能性がある文書は、「〇〇年度職員の処分関係」という小分類の文書から対象文書を探索する必要がある、現存するファイルの保存数が約９００件分（紙にすると数万枚相当）と膨大であるため、対象文書の探索・特定だけでも容易な作業ではなく、膨大な時間と労力が発生することが見込まれる。

イ 不開示事由の該当性について

上記アのとおり、開示請求対象行政文書の特定が困難であったことから、上記１（２）のとおり、２度にわたり補正を求めたにもかかわらず、審査請求人は補正に応じなかったことから、法４条１項２号に規定する事項を満たさない形式上の不備がある開示請求に該当する。

ウ 原処分の妥当性について

上記ア及びイのとおり、審査請求人が行政文書開示請求書に記載した文言によってのみ文書を特定し、また開示作業を実施しようとするれば、処分庁の担当職員は膨大な時間をかけて作業を実施しなければならず、担当職員及び行政組織をいたずらに疲弊させ、行政機関の他の行政活動をいわれもなく停滞させる原因となるものと言わざるを得ない。

法が、開示審査請求人に対し、開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項の記載を求める趣旨は、開示請求制度の適正かつ円滑な運用のためであると解されるところ、このような包括的な請求は、探索する対象文書の量が膨大となり、行政の事務遂行に支障を生じることが想定されることから、法４条１項２号に規定する行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項が

記載されているとは認められず、本件開示請求を形式上の不備がある開示請求として不開示としたことは妥当である。

(2) 審査請求人の主張について

ア 対象行政文書の特定の容易である旨の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「『職員の矯正措置の実施について』というファイルが存在しており、特定は容易なはずである。」と主張しているが、上記(1)アのとおり、都道府県労働局分の対象文書の特定は容易ではなく、その主張は失当である。

イ 審査請求人が希望する対象行政文書の特定について

審査請求人は、「大量であることを不開示の理由にするのであれば、『●●ページとなり、実施に●●年要するため』等具体的に述べたうえで、審査請求人の必要とする文書について、聞き取り、文書の特定の手助けをするべきであって、そのようなことをせずに、不開示としたことは情報公開法の趣旨に悖っている。」と主張しているが、そもそも対象文書が特定できないため具体的な数値を明示することができないものである。

また、処分庁は文書が大量であることを理由として不開示にしたのではなく、対象文書が特定できないため不開示決定をしたものであり、審査請求人の主張は失当である。

4 結論

よって、本件審査請求については、原処分を維持することが妥当であり棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 令和7年9月2日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 令和8年10月6日 | 審議 |
| ④ 同月15日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件開示請求については、審査請求人に補正を求めたにもかかわらず、対象行政文書の十分な特定がなされず、形式上の不備がある不適法な請求であるとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めるところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は、お

おむね以下のとおり説明する。

ア 本件開示請求は「大臣官房地方課が対応した職員の矯正措置に関する文書に係る文書全て（保存されているもの全て）」（本件対象文書）の開示を求めるものである。審査請求人は、審査請求書に「大臣官房地方課 標準文書保存期間基準（保存期間表）」を添付し「職員の矯正措置の実施について」というファイルが存在しており、特定は容易なはず」と主張しているが、「職員の矯正措置の実施について（〇〇年度）」の小分類は、大分類が「人事に関する事項（地方厚生（支）局）」であり、都道府県労働局の職員に対する矯正措置に係る文書は保存されていない。

イ 大臣官房地方課においては、（i）地方厚生局の職員に対する矯正措置に係る文書については、上記アの行政文書ファイル管理簿の小分類「職員の矯正措置の実施について（〇〇年度）」に保存していることから、各年度の当該小分類が検索対象となる。他方、（ii）都道府県労働局の職員に対する矯正措置に係る文書については、行政文書ファイル管理簿の小分類「〇〇年度職員の処分関係」に保存していることから、各年度の当該小分類が検索対象となる。

ウ 本件対象文書を特定するためには、各年度の上記イ（i）及び（ii）の小分類内の文書について、職員の矯正措置に係る文書であるか、個別に確認し、特定することとなる。

エ さらに言えば、広義の職員の処分には、請求の対象とされた「矯正措置」のほか、「懲戒処分」、「注意・指導」、「職務上の注意」があることから、上記イ（ii）の小分類「〇〇年度職員の処分関係」には、都道府県労働局の職員に対する矯正措置に係る文書を含め、都道府県労働局の職員に対する処分に係る文書が保存されており、矯正措置に関する文書はあくまでその一部に含まれているにすぎない。

そして、処分量定は、個々の事案における非違行為者ごとに検討しているものであり、さらに、一つの事案で懲戒処分を受ける者と矯正措置を受ける者がいる場合もあることから、各事案に係る文書を一つずつ確認しなければ、当該行政文書が矯正措置に係るものか判断ができない。

（２）以下、検討する。

ア 法４条１項２号は、開示請求書に「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を記載しなければならないことを規定するところ、同号にいう「行政文書を特定するに足りる事項」とは、行政機関の職員が、当該記載から開示請求者が求める行政文書を他の行政文書と識別できる程度の記載があることを意味すると解されている。

イ 求補正に際して処分庁から発出された各文書（１回目、２回目とも「行政文書開示請求書の補正について（依頼）」と題する事務連絡及び当該文書の別紙として添付された、審査請求人が空欄に記入の上、返送することを想定した「補正書」と題する文書である。）を確認すると、各「補正書」の処分庁による記載部分には「現状の請求内容では探索する範囲が膨大となり、対象文書の特定ができないことに加え、通報者や被通報者等の氏名等の個人情報に関する部分、事案の時点、内容、経緯等が不開示情報に該当することが見込まれるため、当該部分を黒塗りした大量の文書が開示されることになることが想定されます。」と記載されている一方で、他に対象文書の特定ができないとする理由等については、事務連絡の本文を含めて記載されていないことが認められる。

上記第３及び上記（１）における諮問庁の説明も併せ考えれば、処分庁において、本件対象文書がいかなる内容の文書であるか、すなわち当該行政文書を他の行政文書と識別する基準は何かといったことは開示請求書の記載から十分に認識できていたものであって、２回にわたる求補正も、結局のところは探索に係る負担の軽減のため何らかの形で請求内容を限定するように依頼したにすぎないものと判断される。

したがって、本件開示請求には、開示請求の対象となる行政文書の特定が不十分であるという形式上の不備があるとは認められない。

ウ 審査請求人は、１回目の求補正に際し提出した補正書で、本件請求の取扱いについて「内容を補正せずに開示請求を続ける。」旨の意思表示を行っており、２回目の求補正に際して応答しなかったことをもって当該意思表示を撤回したと解すべき事情は認め難いから、本件対象文書の全てが請求対象であることは明らかであり、また、そもそも、上記イのとおり、本件開示請求については、補正がない場合でも、当初から行政文書の特定はなされているものと認められるから、形式上の不備を理由として不開示とすることは許されないというほかなく、したがって、原処分は取消しを免れない。

３ 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、開示請求に形式上の不備があるとして不開示とした決定については、開示請求に行政文書の不特定という形式上の不備があるとは認められず、本件対象文書を対象として、改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

（第３部会）

委員 稲山文男、委員 久末弥生、委員 芳仲美恵子